

ライブコマース活動の監督管理強化に関する
市場監督管理総局の指導的意見 [※一部省略]
(意見募集稿)

各省・自治区・直轄市・新疆生産建設兵団の市場監督管理局（庁・委員会） 御中

現在、ライブコマースの急速な発展は、消費市場の活性化、経済成長の促進に積極的な役割を果たしているが、インターネットプラットフォームの不十分な責任履行、商品経営者による模倣品・粗悪品の販売、ライブ配信者による虚偽の宣伝等の問題も存在している。ライブコマース活動の監督管理を強化し、消費者の合法的權益を保護し、ライブコマース新業態の健全な発展を促進するために、関連法律法規と市場監督管理部門の職責に従い、ここに関連事項について次のとおり意見を提出する。

一、全体的要求

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導とし、第 19 回党大会及び党 19 期 2 中全会・3 中全会・4 中全会の精神を全面的に貫徹し、党中央・国務院の政策決定・手配を着実に実行し、ライブコマース活動の新状況、新特徴と結びつけ、監督管理方式を革新し、新業態の特徴に適し、公平競争に寄与する監督管理方式を積極的に模索し、法によりライブマーケティング活動における消費者の合法的權益の侵害、知的財産権侵害、市場秩序破壊に係る違法行為を取り締まり、公平、秩序よく、安全かつ安心な市場環境を大々的に醸成する。

二、関連主体の法的責任の整理

(一) インターネットプラットフォーム事業者の法的責任の整理と明確化

出所先：2020 年 7 月 29 日付け国家市場監督管理総局ウェブサイト

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202007/t20200729_320337.html

インターネットプラットフォーム事業者はライブコマース活動において、次の状況のいずれかに該当する場合、『電子商取引法』の規定に従って電子商取引プラットフォーム事業者の責任と義務を履行しなければならない： ライブ配信で製品販売又はサービス提供を行う経営者のためにオンラインビジネスの場の提供、取引の仲介、情報発信等のサービスを提供し、取引の双方当事者又は多方当事者が独立して取引活動を展開できるようにする場合； 出店する権限を事業者に付与し、ライブ配信で商品又はサービスの宣伝を行う事業者のためにライブ配信技術サービスを提供する場合。

その他のインターネットプラットフォーム事業者がその利用者のためにライブ配信技術サービスを提供する場合には、具体的な状況に応じて、『電子商取引法』の電子商取引プラットフォーム事業者に関する規定を準用しなければならない。

(略)

(三) **商品販売事業者の法的責任。**ライブ配信で商品販売又はサービス提供を行うにあたって、『電子商取引法』『反不正当竞争法』『製品品質法』『食品安全法』『消費者権益保護法』『広告法』『価格法』等の関連法律の規定に従い、相応の責任と義務を履行しなければならない。

(略)

三、ライブコマースマーケティング行為の厳格な規範化

(五) **商品又はサービスのマーケティングを厳格に規範化する。**ライブコマースで商品又はサービスのマーケティングを行うにあたって、関連する法律法規を遵守し、仕入検査検収制度を構築・実行し、法により関連証明書類を検査しなければならない。ライ

出所先：2020年7月29日付け国家市場監督管理総局ウェブサイト

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202007/t20200729_320337.html

ブコマースにおいて、法律・法規で生産・販売が禁止されている商品又はサービスを販売してはならない。ライブ配信において、法律・法規で商業プロモーションや宣伝が禁止されているタバコ製品等の商品又はサービスを販売してはならない。ライブコマースにおいて、法律・法規・規則の規定でオンライン取引が禁止されている特定全栄養調整食品等の商品又はサービスを販売してはならない。

(略)

四、法によるライブコマース違法行為の取締

(八) 法により電子商取引の違法行為を取り締まる。ライブコマースにおける「架空取引やサクラレビュー」、プラットフォームの不十分な責任履行等の問題に対応するため、『電子商取引法』に従い、架空取引、ユーザーレビューの無断削除又は捏造、プラットフォーム内経営者による消費者の合法的權益を侵害する行為に対して必要な措置を講じなかったこと、資質・資格に関する審査義務を尽くさなかったこと、消費者の人身及び財産の安全を保障する義務を尽くさなかったこと等の違法行為を重点的に取り締まる。

(九) 法により消費者の合法的權益を侵害する違法行為を取り締まる。ライブコマースにおけるアフターサービス保障の不十分等の問題に対応するため、『消費者權益保護法』に従い、消費者から申し立てられた修理、作り直し、交換、返品、(足りなかった)商品件数の補充、代金・サービス料の払戻し又は損失賠償の要求を故意に遅延するか又は不当に拒否する等の違法行為を重点的に取り締まる。

(十) 法に基づき不正競争の違法行為を取り締まる。ライブ配信者が消費者を騙したり、誤解させたりする等のライブコマースにおける問題に対応するため、虚偽又は他人の誤解を招く商業宣伝を実施する、その他の経営者と協力して虚偽又は他人の誤解を招

出所先：2020年7月29日付け国家市場監督管理総局ウェブサイト

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202007/t20200729_320337.html

く商業宣伝、商業混同、営業誹謗及び不当な景品付き販売を行う等の違法行為を『反不正当竞争法』に従って重点的に取り締まる。

(十一) 法により製品の品質に関わる違法行為を取り締まる。ライブコマースにおける模倣品・粗悪品の販売等の問題に対応するため、商品の中に模倣品や粗悪品を混ぜる、偽物を本物と偽る、不合格品を合格品と偽る、商品の原産地を偽造する、他人の工場の名称及び工場所在地を偽装又は盗用する、「三無製品」（生産工場名称及び工場住所、生産衛生許可証のナンバーがない製品）及び他人の知的財産権を侵害した商品を販売する等の違法行為を『製品品質法』に従って重点的に取り締まる。

(略)

各地の市場監督管理部門は、ライブコマース活動の監督管理を高く重視し、組織指導及び指導・督促を強化し、本意見における各任務や要求を真剣に貫徹・実行しなければならない。市場監督管理の総合法執行の優位性を十分に発揮し、調整・協力を強化し、監督管理の合力を強化し、各措置の適切な実行を推進しなければならない。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

出所先：2020年7月29日付け国家市場監督管理総局ウェブサイト

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202007/t20200729_320337.html